

釧路市から のお願い

～救急医療を継続していくための市民ルール～

救急医療のかかり方について

「医療従事者は市民の皆さんの健康と命を守り、
市民の皆さんは医療従事者を支える」

この環境づくりをするためには、市民の皆さんに

「**救急医療のルール**」を守っていただくことがとても大切です。



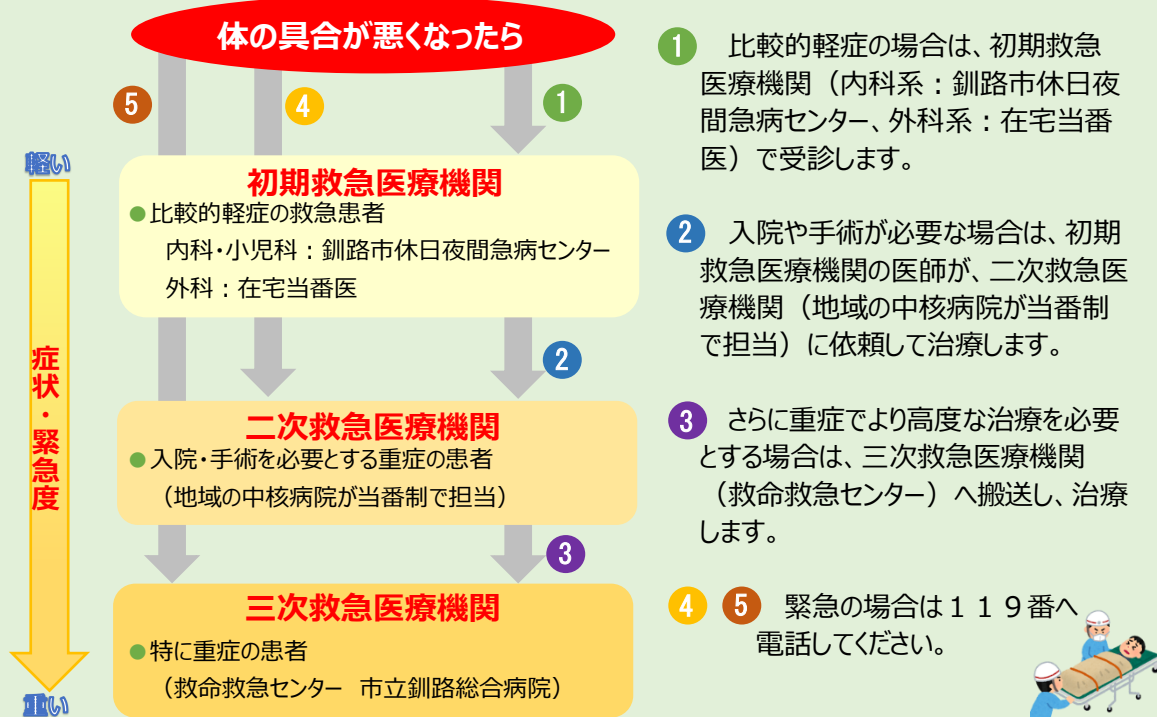
● 釧路市の救急医療体制について

夜間や休日の救急医療体制に、「初期救急」・「二次救急」・「三次救急」があることをご存知ですか？
患者の症状に対応して、医療機関の役割が決められており、夜間や休日に急に具合が悪くなった場合は、まずは初期救急医療機関である救急当番病院で診察を受けていただきます。

そこで対応できない入院や手術を必要とする病状の場合には、二次救急医療機関を受診していただくことになります。

さらに重症でより高度な治療を必要とする場合は、三次救急医療機関である救命救急センター（市立釧路総合病院）へ搬送し、治療することになります。

夜間・休日の救急医療の流れ



POINT

釧路市の救急医療体制として、まずは初期救急医療機関で診察し、必要があれば二次救急の当番病院の先生へ依頼するという形式をとっています。

自力で受診可能な場合であれば、**診療科目にかかわらず** 初期救急医療機関で診察を受けてください。

【こんなときは・・・】 お腹が痛い
耳が痛い
目が痛い

どの場合でも初期救急医療機関で受診し、その医療機関で対応できない場合は、医師が二次救急医療機関を紹介します

● 救急医療のルール

- ① 夜間・休日の救急医療は、突然発症した病気の治療や日中治療したが夜間に容態が急変した場合などの救急患者を診るための体制であり、限られた医療スタッフで運営されています。
日中に何らかの理由により受診ができない場合の夜間診療所ではありません。
また、通常の医療機関の日中診療の時間内のほうが検査などを含めた診療体制が整っています。
なるべく日中診療の時間内に受診しましょう。
- ② 救急医療は、専門医による診察ではありませんので、応急処置しかできません。
担当した医師が重症と判断した場合には、二次救急・三次救急の専門医へ紹介し、受診していただくことになります。
- ③ 病気の治療はできるだけ早めの日中受診を心掛けてください。
- ④ 普段から「かかりつけ医」によく相談し、家族みんなの健康管理を心掛けましょう。



● 救急車の適正な利用

救急車は、けがや急病などで緊急に病院に搬送しなければならない傷病者のためのものです。
緊急性がない状況で救急車を要請すると、本当に救急車を必要とする事故や急病が発生した場合、到着が遅れることによって、救えるはずの命が救えなくなる恐れがあります。
緊急性がなく、自分で、または家族の方などの手助けで病院へ行ける場合には、自家用車やタクシー等を利用してください。
救急車を本当に必要とする人のために、皆様のご理解とご協力をお願いします。



事故や急病で救急車以外に搬送手段がなく、症状からみて緊急に病院へ搬送しなければならない場合は、
迷わず 1 1 9 番通報してください。



● 市民の皆様のご理解とご協力を！！

医師をはじめとする医療従事者の負担を軽減し、市民の皆さんが安心して救急医療を受けられる体制を維持していくためには、救急医療のルールを守り、救急車の適正な利用を心掛けるなど、市民一人ひとりの救急医療に対するご理解・ご協力が何よりも必要です。どうかよろしく願いいたします。



● 製作・お問い合わせ ●

釧路市子ども保健部健康推進課

〒085-0018 釧路市黒金町 8-2 釧路市役所防災庁舎 4階

TEL:0154-31-4524 FAX:0154-31-4601

E-mail:ke-kenkou@city.kushiro.lg.jp